

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 保健衛生部生活衛生課
問合せ先 03 - 5803 - 1223

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	公衆浴場基幹設備整備費補助金									
根 拠 規 定 等	文京区公衆浴場基幹設備整備費補助金交付要綱									
創 設 年 月	昭和	60	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	39年	終了予定年月		
見 直 し 年 月	平成	25	年	8	月	経過年数 〔自動計算〕	10年			
見 直 し の 内 容	別記様式の追加及びその他規定の整備									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	06 衛生費	01 保健衛生費		01 保健衛生総務費		06 公衆浴場補助等		02 施設整備費等補助		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☒ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	公衆浴場基幹設備整備に必要な費用を補助することにより区内公衆浴場の転業又は廃業を防止し、もって区民の保健衛生の向上並びに公衆浴場経営の安定及び振興を図ることを目的とする。					
補助事業等の内容	(1)元釜の取替え及びそれに附随する工事 (2) 温水器の取替え及びそれに附随する工事 (3) 空調機の取替え及びそれに附随する工事 (4) 給湯設備機器の取替え及びそれに附随する工事 (5) パーナー機器の取替え及びそれに附随する工事					
補助対象経費の内容	補助対象事業に必要な経費及び額とし、100万円を超える場合にあっては、補助金の額は、100万円を上限とする。					
補助事業者等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区内事業実施公衆浴場					
補助金の算出	☐ 定率 [補助率] ☒ 定額 [補助額 1,000,000円を上限とする]					
	☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況						
実績報告書時における用途の確認方法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 [工事完了後の写真及び現地確認]					
補助・単独の状況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	2	4	2	3
決算(予算)額	1,342	2,522	1,121	3,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,342	2,522	1,121	3,000
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	公衆浴場基幹設備整備に必要な費用を補助することにより区内公衆浴場の転業又は廃業を防止し、区民の保健衛生の向上並びに公衆浴場経営の安定及び振興を図った。
課題	基幹設備の老朽化、突発的な故障等への緊急的対応、更新時費用の高騰化への対策が課題となっている。
今後の方向性	基幹設備が故障すると工事費が高額であり、営業に支障をきたした場合、区民の保健衛生の向上並びに公衆浴場経営の安定及び振興を損なう恐れがあるため、今後も公衆浴場への基幹設備整備費補助金を継続する。